

議案第 1 1 号

霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

霧島市の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年霧島市条例第295号）の一部を次のように改正する。

別表中「

30 年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」を

「

30 年以上 35 年未満	35 年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000

809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）が改正されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。